京城新報

寄書
韓製蓄音機
一讀者投

記者足下

臟中に藏することを忌憚なく喋舌り飛ばすものを磊落不羈と云ひ得べくんば、蓄音機の如きは最も此の點に於て賞讃に値せずや、而して今之れを人中に索めむか、野田兼君は其上乘なるもの也、更に其喋舌散らすことの殆んど總てが耳より入りたるものなる點に於て、吾人は其喋舌ることの徑路の君と蓄音機と相一致せるを認むるもの也。

君の藤公に隨伴し、韓太子に扈從して日本に遊ぶや、上陸後直に喋舌飛ばしたるは、我韓國民人は聘傭日本巡査の暴慢にして、誅求を事とし、民人は其苛酷に堪ね得ずと云ふにありしに非ずや、然るに此れ實に地方一進會員が日本巡査の駐留、舘派に依りて已前の如く其勢力を濫用し得難きよりして、其親分たる野田君に吹き込みたる非謗の聲音なりし也、然るに此の間の事情に通曉せざる母國人士は、此の音に聞きて、以て五千萬衆の面汚しとなし、其の肉を食はむとまで切齒慷慨したりき、然れども吾人在韓人士の日常略聞する所に依れば、此の事實は認むる能はずして、却つて野田兼君が其部下の虛構誇大の言に聽きて直ちに蓄音機的に之れを口舌にしたる愚を嗤笑するの可なるを覺らしむ、其久しからずして信を我邦人に失せるは實に其所也。

今や此の巧に蓄音機の衣鉢を傳へたる宋君は遠からず歸韓すべしと云ふ、滯留幾閱月如何の音を蓄へ、如何の說を爲してか、漢城政界を騷がせむとはすらむ乎。記者足下、吾人は宜しく其美妙の蘊蓄に驚倒せしめられざる覺悟あるを要せずや。

韓國經濟狀態の概況(續)
農學士 村上又二郎

第一、韓國海外貿易の現況

明治十六年(一八八三年)以前に於ける韓國の海外貿易は我國の獨占する處なりしと雖ども、同年以後に於ける韓國海外貿易は日淸、露、英、米及び自等の諸國との貿易なる事を忘るべからず、而して同年以後最近に至るまでは自から三期あるべし、即ち明治十六年より同二十七八年日淸戰役以前までを一期とするを得べく、其れより三十七八年の日露戰役前までを第二期とし得べし、而して日露戰役後を第三期とするを得べし、されど此の第三期は未だ期となすの價値なからんほど其期間短少なれど、之を將來より見れば確かに一つの世代を作るなるべし今此等現代に於ける貿易狀態を論ずるに先ちて、豫め其貿易が如何なる所に於て行はるゝやに就きて一言する所あらん、而して其開港場の海路に依るものに付きて說くと雖ども、元より其陸路よりするものは別に露と淸との一部にありされど、本邦との關係淺きを以て暫く略す、然らば韓國に於て海路に依る外國貿易の爲めに開かれたる地點は如何、之を擧ぐれば次の如し

一、釜山　明治九年日本の爲めに之を開き明治十六年十一月三日より其他の諸外國人に互市を許したり
二、元山　明治十二年(一八七九年)八月三十日日韓協約の結果により翌十三年五月一日より開港
三、仁川　明治十一年の初期に於て開港
四、楊花鎭(京城附近の一村落)　明治十五年八月三十日日韓追加協約により翌十六年八月三十日より互市場となる
五、京城　明治十五年淸韓協約により開市し韓國と歐洲諸國との協約により確定せらる
六、慶興　明治二十一年(一八八八年)八月二十日露淸協約により露國の爲めに開く

以上の外韓國政府の特別處置により左の地點を開けり

七、鎭南浦　明治三十一年(一八九八年)十月一日開港
八、木浦　同上
九、城津　明治三十二年(一八九九年)六月一日開港
十、馬山浦　同上
十一、群山　同上
十二、平壤　同上

吾人の所謂第一期即ち十六年より二十七年に至る間の日韓貿易は(韓國の海外貿易の大部分は日韓貿易なることは以前に於て然りし所にして、又現代に於ても然り、其現代に於て然る所以は後に自から明かなるべし、されば單に日韓貿易と云ふも韓國海外貿易と見るも亦可なり)素より進步の趨勢を示せりと雖ども、甚だ遲々たるものなれば之を暫らく云はず、又日淸戰役后其進步せるに顧みれば三十七八年日露戰役後の三十九年及び四十年の如きは著しき發達の趨勢を示すべけれども、之れが講究は遺憾ながら他日に讓り、吾人は玆に先づ最近十三ケ年に於ける韓國海外貿易の趨勢幷に最近日韓貿易の狀況に付いて少しく講究を試み後更らに最近日韓貿易の趨勢に就いて說く處あらん、今統監府內事課報告及韓國稅關報告により韓國外國貿易の總額を擧ぐれば次の如し(萬圓單位)

年次	輸入額	輸出額	合計
明治廿六年	三八八	一七〇	五五八
同廿七年	五八三	二三一	八一四
同廿八年	八〇九	二四八	一、〇五七
同廿九年	六五三	四七三	一、一二六
同三十年	一、〇〇七	八九七	一、九〇四
同卅一年	一、一八二	五七一	一、七五三
同卅二年	一、〇二三	五〇〇	一、五二三
同卅三年	一、〇九四	九四四	二、〇三八
同卅四年	一、四七〇	八四六	二、三一六
同卅五年	一、三五四	八三二	二、一八六
同卅六年	一、八二二	九四八	二、七七〇
同卅七年	二、六八〇	六九三	三、三七四
同卅八年	三、一九六	六九〇	三、八八六

●新聞料 ▲一部二錢 ▲一ヶ月前金卅五錢 ●三ヶ月前金壹圓 ▲六ヶ月前金貳圓 ▲郵稅一ヶ月金拾參錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢 ▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰曆 二月十六日
發行兼編輯人 山下
印刷人
京城西部西小門通
發行所 京城新報社 電話六六三番

暴徒討伐賞詞(三)

賞詞

步兵第四十七聯隊第五中隊
陸軍步兵特務曹長 佐藤金太郎

右は明治四十一年二月十三日下士以下十三名を率ひ黃海道馬踏星及大與山附近に出沒せる暴徒討伐の命を受け午前三時開成を發し周密なる搜索を行ひたる後大與山頂に賊約百名あり盤視哨を配置しあるを偵知し勇躍直に之れに向ひ脚を沒する積雪を冒し嵯峨たる懸崖を攀登し賊の視界を避けて標高七百三十五米突の峻岳を背後より迂回し山寺に達し一部をして射擊を準備せしめ自ら殘餘を率ゐて屋內に突入して立ろに其六を殪し尋て射擊を開始せしめ遂に賊を屋後行動極めて困難なる岩石の山地に壓迫し接戰格闘の後終に首魁李致雲以下六十二を殪し將に芽萌せんとしつゝありし開城倡義軍を未發に殄滅したるは特務曹長の計畫機宜に適し動作敏活勇敢にして功績顯著なるものと認む仍て賞詞を與ふ

明治四十一年二月二十七日

賞詞

步兵第五十一聯隊第十一中隊
砥平守備 中村小隊

右は陸軍步兵中尉中村正の指揮に屬し昨年八月京城利川間の電線切斷せらるゝや之れが架設掩護として出張し任務續行中同月三十日利川に來襲せる百餘名の賊を擊退して其十餘名を殪し更らに急進して之を潰亂せしめ爾後萬難を排して其任務を遂行し越へて十月二十五日より漢江河孟討伐隊に從ひて功果を揭げ更らに引續き砥平附近の守備に任せらるゝや屢々出動して附近の賊を討伐し殊に本年一月六日浦東附近に於て約三十の賊を急襲して其十數名を殪し同十日下巨般里附近に於て丁太武の率ゆる約百名の賊を襲擊し其副首領以下六十餘名殺傷し多數の銃器彈藥等を鹵獲し同月十七日龍水洞に於て約四十名の賊を急襲し其三十一名を殪し他を傷け殆んど之れを殲滅し銃器等數多の鹵獲品を得同二十八日非率洞附近に於て約百名の賊を攻擊し其三十餘名を死傷せしめ二月七日道大に於て約四十名の賊を襲ひ其十五名を殪し多數を負傷せしめ銃器等多數を鹵獲し二月十八日夜半行動を起し發頭の東南黃庭里に於て賊魁李延年を生擒したるが如き常に偉大の效果を收めたるは其行動勇猛果敢にして能く困苦缺乏に堪へ克ち且つ諸般の計畫全く適切なるものと認む因て賞詞を與ふ

明治四十一年二月六日

淸津通信
三月二日發 北韓生

▲上原工兵監　陸軍中將上原工兵監は會寧にある工兵第十三大隊檢閲の爲め扇海丸にて二十四日來淸鏡城に一泊の上輕便鐵道に搭じ會寧に赴き同隊の檢閲の上其序を以て各守備隊を巡視し昨一日淸津に歸着し官民有志家の招待會に臨み一泊の上本日午前七時琴平丸にて歸朝の途に就かれたり

▲邦人立退問題　二月十四日當地新市街の路上に在る日韓人に對し當理事廳より四月十三日迄に立退の命令を發したり之に對し立退命令を受けし邦人三十餘名は現在限りある家屋にして他に立退くの場所なきを以て理事官の處置に對して大に不平を抱き去る二十八日港民大會を開き善後策を講ずる所ありしが結局委員を撰び理事廳に向ひ請願書を提出したるが同立退命令は當地日本人間の一問題となりつゝあり

▲中井道書記官　咸鏡北道書記官中井喜太郎氏は赴任の途扇海丸にて二十四日入港吉川佐太郎氏宅に投し同日湖月に於ける有志家の歡迎會に臨み二泊の上立退問題に關し調停の勞を取り輕便鐵道にて鏡城に向ひ赴任せり

▲羅南建築材料の輸送開始　羅南兵營建築は約八百萬圓の工事にて三年繼續の事業にて昨年土地の地ならしを終りたれば本年は直に建築に着手するの運びとなり其材料の第一輸送として吉林丸は二千五六百噸を運搬し來りたるが其材料木材の完全なるには皆一驚せし程立派なるものなり五月一日よりは石油機關車にて淸津より陸上運搬せんとて吳市永井組出張所の受負ふ所となり數日前より其運搬に着手せり

▲北韓の人氣と盛況　淸津の開港會寧の貿易關係の事業を目的として入り來る人船毎に淸津上陸のみにても六七十名の多きに達し琴平丸の如き郵便物九十個小包百八十個を搭載し來りたる程にて其如何に盛況好人氣なるかを窺知し得べし

慶南事情
(三月十日讀賣)

▲蔚山航運　蔚山は地圖を翻て知る如く釜山と元山津との間に於ける韓國東海岸に於ける港灣として將來發達の機運に際會すべき唯一の港灣也港口南に向て開展し灣內廣くして防波堤となるべき島嶼これ無きが故に日本海上風波穩かならざる時或は多少の動搖は免かれざるべく、且亦海底釜山元山に於けるが如く深からずと雖も中形以下の艦船三千噸以內汽船は悠に之れを容るゝに足るべく且つ西東北の三面は突兀たる山脈之を周圍するを以て槪して南風の外は風浪を受けざるが故に東海岸好個の避難地たると同時に韓國財源の一たる捕鯨は日韓人共に蔚山を以て捕鯨根據地とせるが如し即ち蔚山灣海岸に於ける一部落たる長生浦には日韓捕鯨合資會社長崎捕鯨合資會社東洋漁業株式會社のあるわり其他同灣內部落たる新場基、汐浦、新浦等にも其捕鯨法は不完全乍らも各々韓人之に從事せるもの些なからざるを見る、蓋し蔚山が南韓東部中より好く發達したる所以のものは港灣を有し漁業の豐穰なると新羅王朝以來の城下なると共に機張或は彥陽慶州等の如き海岸に接せざる地方との關係わる事たるや論を俟たず、現今當事者に就て之れを糺すに邦人四百內外韓人二千二三百人を產すとの事也而して釜山と蔚山との行程は陸路約三十五哩にして道路峻惡にして交通不便なる陸路を利せんとするよりは僅々六七時間を以て達すべき(釜山より)海運の便を藉るの利なるに如かず現に蔚山に於ける日用需要品の如き皆是れを釜山の供給に俟たざるべからざるを以て海運の事業として二隻の小蒸氣船の往復するあり於玆記者の如き素人眼を以て此の蔚山を一瞥するも將來東海岸に於ける我同胞發展地として記する事斯くの如し

▲農民の狀況　慶尙南道唯一の財源は米麥にあるを以て農民の狀況と田地に就て少しく記する處あらんとす、讀者諸君は知る如く慶尙南北道は中央に貫通せる洛東江の沿岸と洛河支流の沿岸とは田地狹隘ながらも耕作の適地に乏しからずこれある也而して是等地主なるものは其多くは官吏商業等に從事しつゝあるものにして大概都會等に住するもの多き有樣也、然れば自然の結果として其農民といふも小作者に過ぎずして下級勞働者と稱するもの是也蓋し韓國が貧富の懸隔甚だ敷所以にして細民多きも玆に無爲に苦んで猶遊惰の間に日を暮しつゝありされば是等の慣性は自然に營々勞働しつゝある農商工民に及ぼし飢ゆれば食し食なければ働き慾充つれば遊ぶの風は韓國上下を擧げて其弊あるを見ると同時に農家の戶毎に墨太く「知足」の二字を糊付けあるを見る、自白せるものにあらずや更に彼等が抱懷せる、

▲國家的觀念　に就ては隨分面白き成立あるを覺ゆ即ち彼等が國家的觀念なるものは如何にと窺ふに皇帝よりは父母の恩と云傾きあるは是れ記者の思考として國家の成立よりは人民が先にありたる爲なるべし即ち韓國たるや三千年前に君臨せる國王よりも人民が先にありたるが爲め畢竟國王よりも親を大切にする樣になりしにはあらざるべきか、勿論我國と雖も天照大神以前既に住民ありたるの信疑は云はずもがなの事なれど大和國民の總ては神の御子也と稱するに反し韓國は斯くの如くならざるは開國當時の擅君若しくは箕子者滿洲より來りたるが爲め也と傳へて今日に至るも彼等は國家的觀念が薄弱なるに引換へ個人本位主義なるが如しされば彼等に他愛的精神極めて薄く偶々賭博等の爭より血を出す程の喧嘩をして尙平氣それにその賭博の原由が五文(一錢)位の多少より惹起すると云ふに至りては如何に未開國也とは云ひながら言語道斷の次第と云ふべき也

◎邦人所有地と抵當地　二月末現在なる群山農事組合の登錄に係る邦人所有地積は左の如し

▲水田所有地　十四萬三千七百廿九斗〇一合落
▲水田抵當地　六千四百三十二斗落
▲畑所有地　二萬〇九百十七斗八升四合落
▲畑抵當地　五百十六斗六升落

にして他の陳田、芦田、荒地、山、家、鹽田等は殆ど所有に歸したる者と云ふべし

小說
絃のみだれ (九十六)
永井櫻園

淸之助が歸つて來ると、勇五郎は何時になく上機嫌で、笑顔に迎へ、

「おゝ歸つて來たか、今朝は御飯も食べないで出て往つたから、嘸れ腹が空いたであらう、今日は珍らしくお前の好なあなごを持つて來たので買つて置た、直に御飯を食べやうぢや無いか。」

「私氣分が惡くて、何にも食べる氣が爲ないから、御飯は廢しますわ。」

「なに、氣分が惡い、どう惡いのだ、太く惡ければお醫士を招んで診て貰うが可い招んで來て遣らうか、ねゝ、どうだ。」

と、親切に言ふ、

「いゝゑ、那樣に太かあないの、頭が少しばかり痛むんです。」

「少し位な頭痛なら、折角、赤鯛が買つてあるんだから、食べて見ては何うだ、朝飯を食べなかつたのが惡かつたも、知れない御飯を食べると元氣が附いて、少し位な病氣は治つて了うもんだ。今日はお前に相談爲たい事があるから、欲しく無くッても御飯でも食べて元氣を出して下れなきやお困るよ。」

と、そろ〳〵親切に言つた本音を吐きかける。

「なに、御飯なんかたべ無いッても、頭痛は直ぐ治りますよ、お養父さんの御相談は何か知らないけど、私もお養父さんにお願があるんですが、御はんでも上つたら聽いて下さいな。」

「うむ、うむ、甚麼事か知らないけれど、聽いてやるとも、御飯かいそぐ事も無いで、それぢやお前の話から先に聞いて、それから私の方の相談を始めやうよ。」

云ひつゝ、茶を入れて淸之助に與へ、

「さあ、まあ番茶を入れた、一杯飲むで話すが宜からう……、一体お前の話しと云ふは甚麼話ぢや。」

と、問ひかけた。

淸之助は、打沈むだ面に決心の色を示し、

「お養父さん、お願と云ふのは餘の事ぢやありませんが、どうぞ大川さんの婚禮の話を斷つて下さいませんか。」

言ふや言はぬに、勇五郎は忽ち眼玉をグルりと剝いで、

「何ぢや、大川との婚禮を斷つて下れい、こりや〳〵、お前それは本氣で言つてるのか、豈夫正氣で言つてるのぢや有まいな。」

と、疑ふ如く凝めみる、

「そりや、お前さんが然う云ひなさるは有理な事だけれど、お養父さん……わ、わたしやお前さんに申理の能ない事爲ました。」

と、有繫に悄然として差俯向く、

「申理の能ない事した、ど、ざんな事した早く言つて見ろ、早く……」

「……姙、姙娠爲ました……」

と、語尾は消れた。

「ねゝツ、姙娠」

と、有繫の勇五郎も、この言葉には暫く呆然として二の句は出なかつたが、暫くして

「そ、それは眞實か。」

「は……い、モウ五月でございます。」

「ねゝツ、モウ五月もや……こりや、お[illegible]貴、貴樣は、能くも親に默つて那樣惡戲爲やがつたな、一、一體、其の對手は誰だ何者だ。」

と、息急き荒く問ひかけるのであつた。



任意行動

京城新報

暴徒鎭壓に之れ全力が幾回となく繰返して當局者に警告せる所也、當局者の之に對する態度の冷然たるを怪まずんばあらず、如何に韓國の事情に通せるとは云へ、暴徒蜂起以來既に半年有餘の長日月に亘る、事業時期の餘りに長からずや、草賊に等しき暴民を鎭定するに半歳餘を經るも尚ほ効を奏せずとは余りに不甲斐なからずや、辰丸事件の起りてより壹ヶ月、然るに祖國の新聞紙は筆を揃へて當局者の無能を攻撃し、林外相の更迭は無論内閣全体の更迭まで迫るに至る、辰丸事件には第三者なるものありて事態の外面倒なるが如し、然るも尚ほ斯の如く批難せらる、

何ぞ統監府の多幸なるや、暴徒は半歳餘に亘りて鎭定せざるのみならず、更に禍報を傳ふ、辰丸事件に對する祖國新聞紙の筆鋒を以てすれば、統監府を攻撃すべしと叫ぶも亦た過當ならず、「下手の考へ休むに似たり」と、之れ統監府が暴徒に對する態度を評する好個の警句にあらずや、今は最早考ふるの時は過ぎたり、駐劄軍司令官たる者任意行動をとりて一擧に討伐すべきもの也、

對星樓茶話

△ヨボ本位とは韓人本位と謂ふことなり、韓人は其本位を目してヨボ本位と冷笑せり

△對韓政策は必しもヨボ本位にもあらずし日韓融和本位と謂ふ可し、日本は金貨にして韓國は銀貨なり、然らば暴徒は制限外の發行紙幣にして、德壽宮は不換紙幣なりと

△北京政府は開國以來清朝發祥の地なりとせり、其論理に價値あれば韓國政府は高句麗發祥の地と答ふべし北京政府は不相變外交の最後屁を引で考へるものゝ如し

△或者來りて曰く余は近頃大決心を爲したり、そは伊藤公にして長白山上に屍を埋むることあれば、余は其の茶店を其山麓に設くべしと云へり、余曰く其茶店は馬賊の木賃宿位ならんと冷笑したれば彼は最早木賃宿にても滿足すと云へり

△新羅史を讀むもの其滅亡に際して新羅王臣數百人を率ゐて奏樂して高麗王都に來り城下の盟を爲すの一節に無限の興味を得たるべし城下の盟もヨボ/\音樂まで吹奏して降參滅亡すとは奇麗なる降參法なりとす、今日の朝鮮人は音樂位に滿足せず若し降參を容るの國あれば三鞭酒に醉ひ國歌を奏して來り降るべし

△朝鮮人曰く米國連合して支那を援くと、支那を援けたりとて朝鮮は援けぬなり、朝鮮人の根氣善き外交論には呆れ入る外無し

▲日本人の自由上陸

紐育電報

加奈陀ヴイクトリヤにては新移民法に對する裁判所の判決の結果日本人及び東印度人は自由に加奈陀に上陸するの權利ありと云ふに歸着せり(十五日東京經由)

▲日清談判の決定

北京電報

辰丸事件に關する彼我決定の條件要領左の如し

一、清國は日本國旗引卸に關し辰丸抑留地附近にて日本領事立會の上清國軍艦をして日本國旗を揭げ艦砲を發射せしめ陳謝の意を表し且つ國旗引卸に關與せる不都合の官吏を處罰する事

二、清國は即時辰丸を開放する事

三、清國は辰丸抑留に關し事實取調の上不都合ありし官吏を處分する事

四、清國は辰丸抑留の爲め生ずる損害を賠償する事

五、辰丸に登載せる武器彈藥は清國に於て其輸入後の成行を檢査し之を買收せんことを望めるを以て日本は殊に好意を表し買收を得せしむる事(十六日發)

▲辰丸事件仲裁不調

東京電報

英國大使は清國公使の依賴を受け辰丸抑留事件仲裁の爲め林外相珍田次官と會見を重ねたるも遂に不調に歸し英國大使は手を引きたり

▲日哥通商條約

過般來交涉中なる本邦と哥倫比亞國との通商條約は大体に於て意見一致し不日締結すべし

▲五二一會大會

本日開催されたる全國五二一會大會は伊東元帥 天皇陛下の萬歲を三唱し清浦男其他の演說ありて極めて盛會なりき(以上十五日發)

▲各派の辰丸事件質問

衆議院各派は交涉會を開き且秘密會を開きて辰丸事件の經過を政府に質問するに決定せり(十四日發)

各地電報

▲漣川の交戰

漣川郡憲兵分遣所より一昨十五日午後一時五十分發の電報にて憲兵本部に着せし報告に依れば四日漣川西方二里サンコクに賊三十餘名集合し居る事を探知せしかば直ちに憲兵下士以下十名を派遣し中八名を殪し六名を生擒す負傷五を下らず鹵獲品は銃九挺、彈藥若干、我に損害なし(十四日漣川發)

雜報

●惇德殿の夜宴模樣

既記の如く太皇帝には去る十三日の夜左記の人々を惇德殿に召され晩餐會を御下賜相成たり太皇には同夜七時五分儼妃御同伴にて凌明堂を出御重明門より會極門を經て惇德殿に行啓あらせられ暫時御休憩の後ち召致の人々と共に大廳間に於て官妓の舞曲の數番を御覽あり終りて福引の餘興を御催しありて陛下御手つから當籤者に物品を與へられたり其間絶へず樂隊の奏演あり陛下には御機嫌殊に麗はしく翌午前一時過ぎ御道筋を御通過還御あらせられたり

永宣君、李俊鎔同夫人、宮内府次官小宮三保松同夫人、法部大臣趙重應同光岡夫人、宮内府大臣李允用、侍從院卿閔丙奭、海豐府院君、尹澤榮、皇后大夫、尹德榮同夫人、徐尚宮、金尚宮、白尚宮、千尚宮、奉保夫人、金尚宮、東宮太夫、高義敬夫人、總管趙民熙、首席侍從李垠九、禮式官高義誠同夫人、中樞院顧問李址鎔同夫人

●李學相出發

日本に御留學中なる皇太子の御入學期日は來四月一日なるを以て學部大臣李載崐氏は右陪觀の爲め本日出發の筈なり

●二大臣の金泉行

總理大臣李完用内部大臣任善準の兩大臣は本日金泉に赴き一泊の上歸京すべしと

●軍部部令

軍部にては所管軍人軍屬の警察に關し左の部令を發せり

自今軍人軍屬の警察は日本國憲兵隊を以てす

●駐韓兵交代

駐韓部隊第十三師團及び第十二旅團は四月上旬より九月までに各交代すべき由なるが之に代るべき第六師團兵は昨年十二月入營せし者に第一期檢閲を行ひ本月下旬より輸送を開始すべく尚歸還すべき兵士の隊別は第十三師團歩兵第五十八、第五十、第三十、第十六の四箇聯隊騎兵第十七聯隊、野砲兵第十九聯隊、工兵十三大隊、輜重兵第十三大隊、第十二旅團歩兵第十四、第四十七の四箇聯隊なりと

●憲兵分隊長會議

再昨十四日より昨日に亘り京城、平壤、釜山、咸興、天安、榮山浦の各憲兵分隊長は本部に會合種々時務に關し協議する所ありたり

●會計主任會議

内部會計課にては去十四日より鐵道沿線地の各警察署同分署の會計主任を召集し主管事務に關し會議中なり

●戸籍規則制定に就て

今回韓國民籍課に於て起草中なる事は既報の如くなるが之れに關し當局者の語る處によれば從來民籍に關する事務は郡守面長之を取扱ひしを官制改正の結果之を警務局の主管となしたるため地方警察官をして之を取扱はしむる事となり目下各地方共郡守より其の事務を警察署同分署に引繼中なり從來は毎年一月郡守府尹より戸籍用紙二枚宛を管内各戸に配付し之に戸主の姓名年齢(數へ年)及び男幾人女幾人と記載せしめ其の一枚は戸主に交付し一枚は郡府に止め更に一通を作製し觀察府を通して五月迄に内部に進達することとなり居り戸主の外は男女の別のみにして其の姓名年齢戸主との親族關係等を知るに由なく極めて不完全なるものにして且つ右の事務を取扱ふ面長郡守府尹觀察使は公納金を私服せんがため彼の土地の隱結と同じく戸數を隱蔽し或は全國各地共右の戸籍用紙の交付をなすに一枚に付二錢の手數料を徵收しつゝありて中には人民の財産の程度により一枚數十錢甚しきは四五圓の手數料を徵收する等種々の弊害ありしもの〻如く且つ二年僅かに一回の屆出のみにして其の後の異動を知るを得ず又現住地によりて調査するものなれば本籍寄留の區別なき有樣なれば今回制定の規則は先づ本籍寄留の別を明にし妻女に名を命せしめ(韓國婦人には名なし)生年月日を屆け出でしめ親族關係を明瞭にする位に止め其の屆出等完全を望むは到底不可能に付警察の資資を以て屆出に代へる事とし警察の命に反して事實を申告せざる者には科料を課する事とする方針なり而して事務は一切警察署同分署駐在所に於て取扱ひ郡守面長等には干與せしめざる筈なり而して右の調査は三ヶ月位にて完了する方針なるも何分經費多端の折柄豫算金の僅少なるには困難し居れりと云々

土地調査委員會

土地に關する制度性質不明なるため諸般の施設上不便尠からず今般度支部司税局内に土地調査委員會を設け會計檢査局次長柳正秀を委員會長とし元司計局長鈴木司税局長李官房統計課長藤川司税局税務課長平野事務官朴秘書官吉田事務官成、俞兩書記官吉田(格之進)事務官柳楊托を委員に命じ毎金曜日に開會し左の事項を調査しつゝあり

一、國有土地

一、種類性質 二、起源沿革 三、國有以前の土地混入有無 四、管利及利用方法 五、地租其の他公課の有無 六、賭税の有無及徵收慣行 七、面積假量額 八、將來の利用方法

二、帝室有土地

一、種類性質 二、起源沿革 三、管理及利用方法 四、帝室有以外の土地混入有無 五、地租其他公課の有無 六、賭税の有無徵收の慣行 七、面積假量額

三、公有土地

一、種類性質所屬 二、起源沿革 三、公有以外の土地混入有無 四、管理及利用方法 五、地税其他公課の有無 六、面積假量額

四、民有地

一、權利得喪の有無 二、權利の證明方法 三、權利の種類

官製痘苗の供給

(一月以降既に一千五百萬人分)

全國各地に痘瘡流行の爲め傳染病研究所に請求する痘苗一時に多額に上り同所痘苗部の繁忙一方ならざりしが鋭意其製造を急ぎたる結果本年一月以降昨今までに既に約一千五百萬人分(三百萬貝)を各地に配送することを得供給上全く遺憾なきに至りたれば一時停止し居たる藥劑師藥種商への賣捌を復舊し其他何人にても請求次第即時發送する運びに至りたる由因に記す官製痘苗は過る三十八年四月以降本文傳染病研究所にて製造賣捌く事となり同時に痘苗製造所を廢止せられたるに今尚其痘苗製造所宛にて請求するものあり爲めに種々なる間違を惹起し請求、被請求者双方の迷惑少からずと聞く注意すべき事なり

●獸疫支出

獸疫豫防費二千四十五圓豫備金中より支出の件十四日裁可ありたり

●巡査採用試驗

内部警務局にては今回各地方に派遣すべき日本人巡査約四十名を採用する由にて本月十八、廿三の兩日之が試驗を施行すと云ふ因みに志願者は内地に於て資格を有せし者を更に試驗の上採拔するの内規にして今回の志願者は既に二百名に達すと

韓國の保險事業

(文責記者にあり)

明治火災保險會社長 阿部泰藏氏談

現在に於ける韓國の保險は火災生命共に日本人の建物及び動産に對する契約あるに過ぎず之を概言すれば一般に韓人側には保險を附すべき家屋動産等甚だ尠なく僅かに京城邊にて役所や役人の住宅がある位に過ぎず近來各地の我々保險業者が保險料を引上げたるを不當とし大に之に反對の意を表するが如し從來保險率の低安なりしは各會社競爭の結果にして今回全國を通じ之を引上ぐべき處は引上げたる次第なるが場所場所によりて引上に高低あり其土地の狀況により共率を定めたることとなるが韓國に於ける保險率の引上げも亦會社が之を至當と認めたる爲めにして會社としては引上げを行はざれば營業を持續し得ざる事情あるが故なり尤も倉庫會社が從來其貨物に對し保險料を見積り保管料を算定したるなるべきを以て急に保險料を引上げらるれば其保管料も引上げざるべからず營業上一時多少困難するところあれば是等當業者が彼是八ヶ間敷言ふは至當ならんも内地に於て引上げの行はれざる今日韓國にも引上の事あるは事情止を得ざるなり又韓國の生命保險は在留日本人に附せらるゝに過ぎず何となれば韓人の死亡率は不明なるを以て其戸籍を明かにするに非らざれば韓人に對する生命保險は殆んど不可能ならん(記者曰東洋日宗の兩會社丈は今日にても韓人に生命保險を附しつゝあり)

日韓瓦斯の設立時期

東京日韓瓦斯會社創立委員の語る所によれば日韓瓦斯會社の株式募集は昨年十二月にて所謂財界の最も沈睡せる時なるに拘はらず其總株六萬株の募集に對し一ヶ月間に於ける申込は六萬一千十三株にして募集株より一千二十三株の超過を見るに至れり種々の新會社が續々解散せらるゝ時に際し斯る盛況を見たるは會社が株式募集を新聞廣告に依らず有力者の手に依りて爲したるがために其して韓國人側にても壹萬株を引受けたり而して内三千株は宮内府の持株となるなり而して本月は東京鐵道東京瓦斯等の諸會社に新株の拂込あるが故に日韓瓦斯會社は本月二十三日頃株主總會を東京に開き四月一二日頃第一回拂込を爲さしめ會社の設立を見る筈なりと云ふ

●鴨綠江貿易と多子島

近年鴨綠江貿易の發達と共に安東縣新義州の出入貨物の運搬上鴨綠江口の多子島に築港せば一大便利を與へることと著しかるべきを以て今回安東縣在留本邦人は該島の築港に着手し本邦政府も該事業に就て相應の補助を與ふることゝなるべしと云ふ

●海賊討伐隊の出發

仁川稅關の監視船櫻井丸は愈々午前十時水原守備隊將校四名兵三十名、財務官其他八名巡查二名を載せて仁川を發し南陽郡に向ふ由

●康翎郡松山洞の賊徒

去る八日康翎郡釜浦の南方五里を距る拾山洞石浦に暴徒約三十名來襲せしとの報に接せしかば同郡憲兵數名は直ちに同地に出張討伐に從事せしに賊徒等は何れへか姿を晦ませしかば我は之が蹤跡を探りしに賊徒は七日朝康翎の南方四里なる栗洞に退却し洞長を拉し去り尚も松山洞竹重里に逃走せしとの密報を得しより我は引つゞき之を追窮せしに賊徒は遠方より我が一行を見て太に驚き我に向ひ發砲せしかば我は直ちに之と交戰し中六名を殪し五六名を負傷せしめたり鹵獲品は銃三彈丸若干其の他雜品なり

●匪徒の歸順

三月五日江原道春川警察署管内にて匪徒十二名歸順を申請したるが改悛の狀あるにより免罪文憑を授け洞長に引渡したりと

●清津理事廳の開廳式

清津理事廳は來る四月一日清津港の開港を期し同理事廳の開廳式を擧行する由なれば市中定めて賑ふ事なるべし

●警務局茶話會

内部警務局にては局員相互の懇親を兼ねて事務の統一知識の交換を圖り去る十四日午後五時半より局員の茶話會を催せしが席上松井局長趙民籍課長永田警視の地方視察談あり局員一同胸襟を開きて歡談し八時過散會せしが今後も時々開催する筈なりと云ふ

●本派本願寺の活動

本派本願寺は昨年來總監部を龍山に置き各地に其出張所を設けて布教計劃に着手したるが本年に至りて更らに大擴張を企圖し支部は釜山を以て所管し西部は平壤を以て所管し總監部に於ける長を置き各地の布教網を張り眞宗一派の一大基盤を起すの決心にて總監大谷學寶師は一昨夜龍山に着せられたり基督教の組合派と相對して本邦宗教界の活動を今より期待せらる

●平岩博士

過日來京城仁川平壤鎭南浦等に於けるメソヂスト教會事業視察の傍ら雄辯を揮つて信者未信者を薫陶せられつゝありし神學博士平岩愃保氏は東京青山學院に於ける卒業式へ立會するため昨日當地を出發歸京の途に就かれたり

●ハリス監督

メソヂスト監督ハリス博士は韓國メソヂスト派の年會を了はり本日發東京に赴かれたり尚同博士は暫く東京に滯在の前米國ボルチモーアに於て開かるべきメソヂスト大會に臨み本年中を米國に送り來年に入りて歸韓せらるゝ由なり

●チエレット氏

在京城基督教青年會の幹事として宗教と政治を混同するが如く亦せざるが如く振舞巧に韓人を引付け居るところのチエレット氏は一年の休暇を得りて近々歸米せらるべしと云ふ

●軍需品の輸送

一昨日仁川を出帆したる群山丸にて仁川陸軍運輸部よりは群山木浦各守備隊に糧食被服三十二個を輸送せり

近事片々

▲大隈 伯曰く統治も指導も其實蹟の擧らざるは至當反對に排斥を受てるでないかと

▲排斥 を受けたりヨボ官吏に踏付にされたり之で統治や啓發が出來るものかと痛快

▲極東 の覇を握り且平和を確保する使命を帶ぶる日本の代表者大に揮はさる可らず

▲放肆 一番極東の形勢を目よ對對政策對韓經營のみ大にして實蹟更に擧らす黜々

▲成蹟 なき亦怨すべきも失策に次ぐに壊敗を以てするに至ては最早堪忍する能はず

▲穩厚 の國民も過重の國費を負擔しつゝ斯迄政府者の失政を傍觀せず義憤の聲起む

▲韓國 現時の狀態多額の國費を挪て統監府なる統治機關を設け置く必要何處にある

▲祖國 に於ては外務省存在の必要を疑ふ韓國在留邦人亦た統監府存在の必要を疑ふ

▲輓近 ヨボ官の日官を凌ぐはまだしも日官漸次にヨボ官風になるヨボの感化力可驚

▲日官 の多々任命さるゝは日本人口過多糊口に窮する爲めとヨボ共嗤々嘲笑凌辱す

▲根本 方針不定枝葉にのみ小細工を弄する統監府の遣口之ではヨボの付上る當然也

▲學相 皇太子伽學倍觀の爲め渡日すと如何に呑氣とは云へ随分無駄事をするもの哉

▲允用 暫く日本に居り生意氣になりて歸り裁晃亦た得る所同一徹指導啓發とは是乎

▲暴徒 鎭定費二萬三千余圓の支出裁可せらる此金を如何に使用して鎭定するか何々

▲獨相 諤朗案の如くタイムスを攻撃してカイゼルの尻拭に勉む厄介な爺を持た者だ

▲露外 相イツオルスキー露國の前途を樂觀し且亞洲に於て少も失ひたる者なしと云

▲是れ 亞洲に於て發展の余地綽々たるの意か其樂觀せる間に東歐邊で臀毛を拔るな

▲三井 物産の益田妻君に英國土産に美顔術所方を請はれインキン田虫の所方を送る

▲妻君 醫師に之を見せて藥を求む益田君自身に付るインキンの藥と間違ふ抱腹絶倒

●敍勳

十四日左の御沙汰ありたり

特敍勳三等賜八卦章 [illegible]

特敍勳二等賜八卦章 陸軍步兵大佐 佐川耕作

●警視兼書記官の任命

韓國統監府保安課長警視齋藤○三氏は今回内部警視兼書記官に任せられ警務局勤務を命せらるゝ筈にて數日内に來京すべし

●板倉氏留任運動不調

板倉五八仁川支店長の留任勸告に關し此程來同地五十餘名の官民奔走中なりしが一昨日同地に於て代表者源原修一郞富田耕司の兩氏高橋本店支配人に向ひ種々懇談する處ありたるも遂に不結果に了れり

●府尹留任運動

義州府尹鄭海進が今回特任を命せられたるに對し同府城内市場に關係を有せる諸氏其の留任運動をなしつゝありし由なるが右は同人が在任中同地市場の設置に盡力せしを德とし同市場の關係者が報恩の志に出でたるもの〻如しと云ふ

●韓人の出稼

昨日午前七時及九時の列車にて仁川驛に韓人夫百二十六名下車したるが之は鹿兒島に出稼するものにして南大門及芙江より乘車せるものなりと云ふ

●仁川の渡御式擧行

來る五月十一日擧行さるべき仁川大神宮の神輿渡御式に關し運だちたる信徒三十餘名八坂樓に會して種々協議の結果委員十名を選んで偏く支で行を期することに決せりと云ふ

公人私人

△大原善四郎(陸軍憲兵大尉) 旭旅館へ

△村野久(陸軍憲兵中尉) 山本旅館へ

△小島挑介(同上) 同上

△三坂鷹福(陸軍歩兵中尉) 同上

△木村平太(工兵中佐) 天真樓へ

△吉富久米吉(馬山理事官) 巴城館へ

△吉川元(陸軍憲兵中尉) 金澤旅館へ

（第三種郵便物認可）明治四十一年三月十七日　京城新報　（火曜日）　第壹百三號　（三）

●叙勲 十四日左の御沙汰ありたり
特叙勲三等賜八卦章 [illegible]
特叙勲二等賜八卦章 陸軍歩兵大佐 佐川耕作

●警視兼書記官の任命 臺灣總督府保安課長警視[illegible]は今回内部警視兼書記官に任せられ警務局勤務を命ぜらるゝ筈にて數日内に來京すべし

●板倉氏留任運動不調 板倉五八仁川支店長の留任勧告に關し此程來同地五十餘名の官民奔走中なりしが一昨日同地に於て代表者[illegible]本店支配人に向ひ縷陳する處ありたるも遂に不結果に了れり

●府尹留任運動 義州府尹鄭海運が今回[illegible]任を命ぜられたるに對し同府城内市場に[illegible]を有せる者其の留任運動をなしつゝある由なるが右は同人が在任中同地市場の設置に盡力せしを徳とし同市場の關係者が報恩の志に出でたるもの丶如しと云ふ

●韓人の出稼 昨日午前七時及九時の列車にて仁川驛に韓人夫百二十六名下車したるが之は鹿兒島に出稼するものにして南大門及芙江より乗車せるものなりと云ふ

●仁川の渡御式擧行 來る五月十一日擧行さるべき仁川大神宮の神輿渡御式に關し重だちたる信徒三十餘名八坂樓に會して種々協議の結果委員十名を選んで飽くまで盛行を期することに決せりと云ふ

公人私人
△大原壽四郎（陸軍憲兵大尉） 旭旅館へ
△村野久（陸軍憲兵中尉） 山本旅館へ
△小[illegible]介（同上） 同上
△三城隆輔（陸軍歩兵中尉） 同上
△木村平太（工兵中佐） 天眞樓へ
△三瓶久米吉（馬山理事官） 巴城館へ
△吉川元（陸軍憲兵中尉） 金澤旅館へ



永登浦自治體の危機

永登浦は京城を距る西方約三里京仁線の要驛にして又た京仁京釜兩鐵道の交叉點なり現住者は日韓人共約一千人内日本人三百内外なり曾て京仁鐵道が米人の手より本邦人の手に移りし當時は同地を以て中央停車場とし又大工場をも設置すべき意向なりしかば其當時は頗る殷賑を來せしも京釜鐵道及び京義線全通し中央停車場も大工場設置も立消となりたるを以て其殷賑は龍山の奪ふ所となり今日に於ては一寒驛に過ぎざる殘酷なる状況を呈するに至れり之れ畢竟交通機關の發展より變りたる現象なりと云へど又た一には同地在留邦人の自治團体たる總代役場即ち總代たる理事者に其人を得ざるの結果に依るや必せり聞く總代役場と在留民多數の間に少からざる情弊及び總代役場に關する幾多の弊害の蟠り居れりと同地の總代は最初瓜生鐵設なる人之を勤め昨年七月現總代たる丸岡徳次郎なる人繼承して今日に至り併し丸岡なる人は同地の大地主なれども土方職にて文字に乏しきを以て瓜生は顧問の位置にありて陰然丸岡を繰り居れるも居留地に對する事業中最も緊急を要する衛生、教育、交通等に就ての施設の如き一も企劃することなく道路の如き一度の改修を行はず風雨に委しつゝあり唯だ漫然として役場に出勤するのみにて在留民より徴收したる課金の如き如何に之を使用せしかさへ明かならざるのみならず三十九年度の決算を昨年十二月に報告せしに至りては又た憫かざるを得ざるなり又た聞く昨年我皇太子殿下御渡韓の際千二百六十圓を居留民團体へ下賜相成りたりしが此千二百六十圓中半額は既に影なく使途明かならず役場員に糺すも不明なりとて在留民中の多數者は大に憤慨する處あり去二月二日矯風會なる一團体を組織し此蟠屈せる情弊を矯正せんと毎月十五日開會しつゝありと總代役場が以上の如き狀態なるを以て在留民の多くは當事者を信頼せざるに至り之れが爲め課金の滯納者續々出で來れりと云ふ同地の衰運は此の如き點も亦た與りて其因をなせしなるべし右の如き狀態を以て持續せんか同地自治團体をして危險に陷らしむるは遠からざるべし唯今日の要は在留民相一致して衛生教育交通等の施設を完全にし以て多數の渡來者を吸收するの方策を講ずるにあり僅々なる三百内外の在留民にして内に鬩ぐ如きは同地の爲め甚だ遺憾とする所なり（景水）

韓國標準時の説明

（統監府觀測所）

今回大韓勅令により東經百廿七度卅分に於る時刻を以て大韓標準時に爲す事に決定せられ來る四月一日より之を實行する事となり韓國官民は勿論在韓本邦官民も一般に之を用ゆる事となりたるにより注意の爲め從來の時と相違の點を説明すべし

從來在韓日本官民の用ひたる時刻即ち京城仁川其他に於ける日々の午砲は一昨年二月九日より中央標準時即ち東經百三十五度に於ける時刻にして日本内地に於けるものと全く同時なりき然るに中央標準時と韓國各地の地方時とは概ね三十分内外の相違あり假へば京城の平均正午は從來の午砲の時刻より後るゝ事約三十二分二十秒釜山にては二十三分五十二秒平壤にては三十七分十六秒なりし

今回改正の大韓標準時は從來の時刻に比すれは正に三十分後るゝ事となるなり故に四月一日以後京城仁川等に於ける午砲は從來に比し三十分後れ從て東京大坂熊本等に於ける午砲よりも三十分後るゝ事となるなり要するに日本内地一般（但し臺灣及其附近を除く）に行はるゝ時刻よりも韓國内の四月以後の時刻は三十分後るゝ事となるものなれば内地より渡航するものは韓國領内の何れかに到着すると共に所持の時計を三十分遲らすを要するなり

改正の大韓標準時と韓國各地の地方時とは其差從來に比し甚だ僅少なり今主要各地の地方時正午と大韓標準時の正午との差は大約次の如し

地名	地方時の方	
京城	後	二分二〇秒
仁川	同	三分五二秒
木浦	同	四分二二秒
大邱	前	四分二四秒
釜山	同	六分一二秒
平壤	後	七分一六秒
鎮南浦	後	八分四八秒
龍岩浦	同	一二分三二秒
元山	同	〇分一六秒
咸興	前	〇分二八秒
城津	後	六分四四秒

●日本櫻の移植 居留民團に於て南山和城臺公園の風致を添ふる爲め九尺以上の日本櫻七百本を同公園に移植することゝせり同櫻の移植了りたる後陽春の候となり爛熳たるの時は同公園の風致上一層の光彩を添ふるに至るべし

●偽造銀行券發見 黄海道新溪郵便受取所にて偽造第一銀行五圓券一枚發見されし犯人捜査中尚は平壤大和町郵便局にて偽造白銅貨一枚を發見し之れまた犯人捜査中なりと

●袁彦道の一網 去る十五日の午後四時頃南部警察署の査公が明治町二丁目を巡邏中櫻井爲吉方へ頻りに出入する者あるより何事にやと覗き見れば明治町二丁目二百四番地徳島縣平民土木業櫻井爲吉の妻櫻井マサ（三十）南山町二百二十九番戸山口縣平民人力車挽子杉山芳吉（六十）大和町一丁目五十六番戸岡山縣平民大工職福島定吉（二十）本町裏町通三十六番戸福岡縣平民大工職大澤種次郎妻大澤リヨ（三十）明治町二丁目九十九番戸富山縣平民小森勝太郎妻小森キク（三十）明治町二丁目百三番戸福岡縣平民大工職北川元次郎妻北川トメ（二十）の六名が圓座を爲して餘念もなく金錢を賭して骨牌を弄び居れるより御錠一聯と共に珠數繋ぎとなして警察署へ引立て行けり

●これも珠數繋ぎ 南署の某巡査が長谷川町二丁目十六番戸三浦有一方に浮浪者村田定吉なる者の居れるを以て去る十五日午後十一時頃其の監視の爲め出張して見ると恰も戸主有一は留主にして
長谷川町二丁目十六番戸香川縣平民饂飩製造業三浦有一妻 三浦クマ（三十）
本町一丁目居住岡山縣平民理髪業 葛城清吉（六十）
長谷川町二丁目四番戸富山縣平民飲食店 上田外次郎
の三名が青よ赤よと有頂天になつて輪羸を爭ひつゝある最中なりしを以て難なくこれを取押へ警察署へ連れ歸りたり

●日韓兩國人の爭鬪 里門洞に住へる赤垣岩藏（二十）といへるは豫て其の近隣の韓人金重明（五十）より若干かの借金ありしに兎や角と言ひ延して返償せざるより去る十五日午後三時頃重明は岩藏方に來り嚴重なる談判に及びしかば岩藏は理屈に勝つ能はずして腕力を以て追つ拂はんとせしに岩藏は却つて重明の爲めに組み敷かれたるを斯くと見て居りし岩藏の妻が此所ぞ夫の一大事と重明の脚部に抱きつき負傷せしめ尚ほ揉み合へる所へ巡査來りて取押へたり

氣炎錄

寶の持腐り

京城に只一つパツク公園がある其の園内に建てられたる蠟石の五重塔は人目を驚かすと迄は行かざるも價値はある然るに近來これを閉鎖して非園となし一般人の出入を嚴禁せるものは所謂寶の持腐りではあるまいか

●殴り合ひの發端 言語の通せざるは以て意志の誤解を招き意志の誤解は以て相互の惡感を催し相互の惡感は以て殴り合ひの發端を醸す夫れ然り豈に夫れ然らんやと云ふやうな寸法の喧嘩が一昨日午後三時頃上茶洞の米商崔光聖方の店先に演ぜられたり事の起りは日本人水島秀太郎（二十八）なるものが同店に米一舛を買ひに行き代價は何んぼと日本語にて問ひしに崔は日本語を解せざれば朝鮮語にて十七錢と答へしに此方も韓語に慣れざれば更に其の意が判らずサテ困つたものだと相方暫時呆然と顔と顔とを見合はせ居りしが斯くては何時迄經つても埒の明くべき術もなきより秀太郎は附近の日本人某に通譯し貰らはんものをと今直き來るからと言ひ殘して米の袋を提げ店を去らんとしたるに崔は金を拂はで逃ぐるものと早合點し突然秀太郎の胸倉を取りしより斯うなつては同人も默つて居らずナニ此の馬鹿野郎と許りに摑み掛りしかば愛に一場の格闘を演じ相方力を極めて上になり下になり居る所を巡邏の巡檢が認めて引き分け通譯の勞を取りて無事金を支拂はせたるが其の組打の際秀太郎は崔より胸部を激しく突かれし爲め後に至りて非常なる痛みを感じ二三日にてはとても全癒の見込なきより毆打創傷の訴へを爲さんかと敦圍き居る由

●三百圓の拐帯犯人捉はる 去る十五日の夜長野巡査が巡視の途中駱洞の蝸甫屋に擧動不審の男が這入りたるを以てこれに尾行し窃かに容子を窺へば惜しげもなく金を支拂へるさまの彌々以て怪しきより直ちに入り込んで取調べて見ると福岡縣企救郡柳ケ浦の三井武徳（十七）と稱し南山町三丁目の韓國興業會社に寄食中去る十二日同社の金參百圓を拐帯したりと自白せしを以て南部警察署へ引致せられたり

●目前にて折鞄の盗難 去る十一日午後四時過土佐合資會社支店の谷岡菊七が本町五丁目の濱野清次郎方に至り同家の表座敷に於て韓人數名と談話をなし辭し歸らんとして見れば傍に置きたる折鞄が紛失して遂に見當らず其の中には三百円の約束手形一枚三拾圓と三拾武圓との小切手及び萬年筆印判（二個）等ありし由なるが是より先き辭し去れる韓人あり多分此の者の窃取せしものならんといふ

●鍋島邸の盗難 去る十五日午後八時頃南山町一丁目の鍋島直映氏邸の玄關庭にありし短靴二足を何者にか引つ攫へられしとのことなり

●韓強盗捕縛 中署樓洞六十四統三戸趙允植方無職朴昌用（三十）中署承文洞七十七統八戸金大鉉方金永五（五十）は陰暦十二月五日午後十二時東大門外清涼里の雜貨商鄭殺七（三十）方へ侵入し棍棒を以て家人を殴打したる上黒笠一個外四十三點（此代價二百四十圓）及び現金八圓を強奪し去り朴昌用方に潜伏し居りしを去る八月中署巡檢の爲めに探知せられ兩名とも捕縛せられたり

●強盗逃げ去る 十四日午後十一時頃光熙門外進八里四統四戸居布商金平信方へ強盗六名侵入せんとせしも家主は早くもこれを察し大聲にて強盗と呼はりしより洞民來集せしを以て賊は目的を達せずして逃走せりと

●財布の遺失 龍山元町四丁目の中村幸一は十五日午後八時頃本町一丁目の入口に於て五十錢銀貨五圓ばかりを入れたる財布を遺失せりと

●太陽亭の私娼 長谷川町一丁目の飲食店太陽亭主人が雇女を不法監禁せし廉を以て留置せられ其の取調の爲め巡査が出張して見ると酌婦に韓人の崔春植なる者を同衾せしめ居りたる由は前號に詳報せしが右は飲食店取締法により客を宿泊せしめたる廉を以て營業名義主なる佐藤シケは告發せられたり